

井川地区住民福祉協議会連合会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、井川地区住民福祉協議会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務局を三好市社会福祉協議会井川支所に置く。

(目的)

第2条 連合会は、井川町に設置する地区住民福祉協議会（以下「地区住協」という。）相互の連携と地域福祉活動の促進を目的とする。

(組織)

第3条 連合会の委員は、井川町に設置する地区住協の長をもって組織する。

2 連合会に会長1名・副会長2名並びに監事2名を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は連合会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 会長並びに副会長・監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した会長並びに副会長・監事の任期は前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第5条 連合会は、第2条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

(1) 住民の相互扶助と地域福祉の促進に関する事項

(2) 天災等の災害時の連携、救助、援護に関する事項

(3) ボランティア団体、行政、社協等の関係機関との連携に関する事項

(4) その他、必要な事項

(会議)

第6条 連合会の会議は、総会と臨時総会とする。

2 総会は年1回開催する。総会は会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、委員の過半数の出席がなければ、総会を開催することができない。

4 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、各地区住協の長の3分の1以上から要請がある場合は、臨時総会を開催しなければならない。臨時総会の招集及び議長には会長がこれにあたる。

(細則)

第7条 この会則に定めのない事項が発生した場合は、その都度総会で定める。

(会則の改廃)

第8条 この会則の改廃は、総会において過半数の同意がなければできない。

(附則)

この会則は、平成22年10月14日より施行する。

平成27年 5月13日 一部変更